

外国人旅行者受入体制整備支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

公益社団法人静岡県観光協会会長（以下「会長」という。）は、外国人旅行者の受入体制の整備促進を図るため、外国人旅行者受入体制整備事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「外国人旅行者受入体制整備事業」とは、静岡県内に所在する観光施設、宿泊施設等を運営する団体・事業者が、当該施設等を対象として、外国人旅行者の受入体制の整備のために新規に実施する事業で、次に掲げるものとする。

- ア Wi-Fi 等無線 LAN の整備
- イ 外国語パンフレット、ホームページ等の作成
- ウ 施設内外国語案内板等の設置
- エ 従業員を対象とした語学等研修会等の開催
- オ ムスリム受入に係る整備
- カ その他会長が外国人旅行者の受入体制整備に必要と認める事業

(2) この要綱において「観光施設、宿泊施設等」とは、観光施設、宿泊施設、飲食施設、物品販売施設等で、国又は地方公共団体が管理運営するものを除くものとする。

第3 補助の対象及び補助額等

(1) 補助の対象

外国人旅行者受入体制整備事業を新規に実施するために必要な経費

(2) 補助額

(1)に掲げる費用の2分の1以内とし、1申請者当たりの上限は50千円とする。

なお、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

第4 交付の申請

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類各1部を、会長に提出するものとする。

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ その他参考となる資料（見積書、整備物品等の仕様が確認できるもの等）

(2) (1)の書類は、別に定める時期までに提出するものとする。

第5 交付の決定

会長は、第4による交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、予算の範囲内において補助金の交付を決定する。

補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、速やかに交付決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかの該当する場合には、あらかじめ会長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 会長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助金申請者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができること。

(5) 会長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。

ア 補助金の交付の条件に付した条件に違反したとき。

イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(6) (5)により補助金の交付を取り消した場合には、補助事業者に対し、期限を定めて当該取消に係る部分の補助金を返還させること。

(7) 会長は、本事業の実施に関し、その他必要な事項を別に定めることができること。

第7 変更の承認申請

補助事業者が、第6の(1)により会長の承認を受けようとするときは、速やかに次に掲げる書類各1部を、会長に提出するものとする。

(1) 変更承認申請書（様式第5号）

(2) 変更事業計画書（様式第2号）

(3) 変更収支予算書（様式第3号）

(4) その他参考となる資料

第8 実績報告及び請求の手続き

補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類各1部を、会長に提出するものとする。

- (1) 実績報告書（様式第 6 号）
- (2) 収支決算書（様式第 3 号）
- (3) 請求書（様式第 7 号）
- (4) その他参考となる資料（経費の領収書の写し又は支払証明書、物品の仕様等）

第 9 補助金の額の確定及び交付

- (1) 会長は、第 8 による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するものとする。また、補助金の額を確定したときは、補助事業者に対し、速やかに交付額確定通知書（様式第 8 号）を交付するものとする。
- (2) 会長は、(1) の補助金の額を確定したときは、第 8 の(3)により補助事業者から提出のあった請求に基づき補助金を交付する。

第 10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

この告示は、公示の日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

外国人旅行者受入体制整備支援事業費補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

公益社団法人静岡県観光協会

会 長 川 勝 平 太 様

（申請者）所在地

名 称

代表者 氏 名 ⑩

平成28年度において、外国人旅行者受入体制整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名称 【 】

（1）補助金申請額 ： 円

（2）事業の内容 ：

様式第 2 号（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

事業計画書（変更事業計画書）

1 申請者名	名 称： 所在地：〒 担当者： 連絡先： TEL FAX
2 事業名	
3 実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
4 実施理由	
5 実施内容	
6 外国人の 受入状況	外国人旅行者を 受け入れている／今後受けいれたい
7 外国人の 受入実績	外国人旅行者の受入実績（見込）年間 名程度 (平成 年度)

様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

外国人旅行者受入体制整備支援事業費補助金交付決定通知書

静 観 第 号

平成 年 月 日

様

公益社団法人静岡県観光協会

会 長 川 勝 平 太

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった、外国人旅行者受入体制整備
支援事業費補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 事業名称 :

2 補助金額 : 円

様式第 5 号（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

外国人旅行者受入体制整備事業 計画変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

公益社団法人静岡県観光協会
会 長 川勝 平太 様

（申請者）所在地
名 称
代表者 氏 名 ⑩

平成 年 月 日付け静観第 号により補助金の交付の決定を受けた外国人
旅行者受入体制整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を
添えて申請します。

1 計画変更の内容

2 計画変更の理由

様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

実績報告書

第 号
平成 年 月 日

公益社団法人静岡県観光協会

会長 川勝 平太 様

（申請者）所在地
名 称
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け静観第 号により補助金の交付決定を受けた外国人旅行者
受入体制整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業名	
2 事業完了日	
3 事業実施内容	

※ 添付書類

- ① 支払確認ができる書類（全事業共通）： 領収書又は支払を証明する書類のコピー
- ② 事業実施が確認できる書類
 - (1) Wi-Fi等無線LANの整備： Wi-Fi設置に係る工事完了書類及び設置画像
 - (2) 外国語パンフレット、ホームページ等の作成： 納品書のコピー、及び作成物の現物
 - (3) 施設内外国語案内板等の設置： 設置写真（複数個所ある場合は全ての画像）
 - (4) 従業員語学等研修会： 研修会資料一式（会場名、講師名等記載のあるもの）
 - (5) ムスリム受入れ整備： 購入品については購入品の写真（設置済みのもの）、認証等申請については申請書類のコピー
 - (6) その他本会が認める事業： 提出書類は申請時に本会より指定

様式第7号（用紙 日本工業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、平成 年 月 日付け静観第 号により補助金の交付の決定（確定）
を受けた外国人旅行者受入体制整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

公益社団法人静岡県観光協会

会 長 川 勝 平 太 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ⑩

補助金の振込先

金融機関名	
支 店 名	
口 座 種 別	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
口 座 名 義	
(カ ナ)	

担当者： _____

連絡先TEL： _____

様式第8号（用紙 日本工業規格A4縦型）

外国人旅行者受入体制整備支援事業費補助金交付額確定通知書

静岡県 第 号
平成 年 月 日

様

公益社団法人静岡県観光協会
会長 川勝平太

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった、外国人旅行者受入体制整備支援事業費補助金について、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

1 事業名称 :

2 補助金額 : 円